

春日部市児童館条例の一部を改正する条例

春日部市児童館条例（平成17年条例第95号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">春日部市春日部第2児童センター</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市粕壁三丁目8番1号</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">春日部市庄和児童センター</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市金崎839番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間)</p> <p>第9条</p> <p>(1) <u>春日部市春日部第1児童センター、春日部市庄和児童センター</u>及び春日部市庄和第1児童館 午前10時から午後6時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第10条 児童館の休館日は、<u>12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、春日部市庄和第1児童館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</u></p>	名称	位置	春日部市春日部第2児童センター	春日部市粕壁三丁目8番1号	春日部市庄和児童センター	春日部市金崎839番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">春日部市春日部第2児童センター</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市粕壁三丁目8番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間)</p> <p>第9条</p> <p>(1) <u>春日部市春日部第1児童センター</u>及び春日部市庄和第1児童館 午前10時から午後6時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第10条 児童館の休館日は、<u>次に掲げるとおりとする。ただし、第1号及び第2号の規定は、春日部市春日部第2児童センターには適用しない。</u></p>	名称	位置	春日部市春日部第2児童センター	春日部市粕壁三丁目8番1号
名称	位置										
春日部市春日部第2児童センター	春日部市粕壁三丁目8番1号										
春日部市庄和児童センター	春日部市金崎839番地1										
名称	位置										
春日部市春日部第2児童センター	春日部市粕壁三丁目8番1号										

附 則

この条例は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。